

報道関係者各位

令和8年2月27日

一部の当日投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて

令和8年4月5日(日)に予定されている京都府知事選挙から一部の当日投票所の閉鎖時刻を繰り上げ、午後6時または午後7時に変更することとしましたのでお知らせします。

趣旨

平成10年に当日投票所の閉鎖時刻が午後8時まで延長されて以来、本市においても午後8時を閉鎖時刻としてまいりました。しかしながら、近年は期日前投票制度が定着し、期日前投票者数が選挙当日の投票者数を上回る傾向にあるため、当日夜間帯の投票者数は減少しております。

また、投票管理者や立会人の選出等でご協力いただいている自治会等からも、「高齢化等により従事者の確保が困難になっている」、「早朝から夜間までの長時間の従事が大きな負担になっている」との声をいただいております。

こうした投票状況や地域コミュニティにおける負担の現状、投開票事務の効率化も踏まえたうえで、対象となる地域の皆様から直接ご意見等を伺い、繰り上げのご要望があった地域から当日投票所の閉鎖時刻の繰り上げを実施することとするものです。

対象となる投票所

市街地以外の周辺地域のうち、当日の夜間時間帯(午後6時～午後8時)における投票者数が10人以下となっている一部の投票所(対象となる投票所は別紙参照)

実施理由と効果

- **従事者の負担軽減**
当該地域の自治会からのご要望を踏まえ、投票管理者や投票立会人等の負担軽減を図ります。
- **開票作業の迅速化**
周辺地域の投票時間を短縮することで開票作業の開始を早めることができ、市民の皆様へより早く開票結果をお知らせすることが可能となります。

投票機会の確保について

当日投票所の閉鎖時刻を繰り上げた場合でも、期日前投票期間中は、市役所、西支所、加佐分室のほか、東西市街地のショッピングセンター等で投票所を開設することによって、投票機会の確保は可能と考えており、今後も有権者の皆様の投票機会の確保に努めてまいります。

閉鎖時刻の変更に伴う周知方法について

本変更により地域の皆様に誤解や混乱が生じないよう、入場券への記載や自治会回覧、メール配信等を通じて、閉鎖時刻の変更について改めて周知徹底を図ってまいります。

その他

北部4市2町(福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)においては、既に一部投票所で実施されています。



舞鶴市選挙管理委員会事務局(総務課内)(担当:多田、村尾)

〒625-8555 舞鶴市宇北吸1044

[TEL:0773-66-1044](tel:0773-66-1044)、[FAX:0773-62-5099](tel:0773-62-5099)

E-mail:soumu@city.maizuru.lg.jp

繰り上げ投票所一覧

全投票所	繰上投票所数	2時間繰り上げ	1時間繰り上げ
58ヶ所	15ヶ所	9ヶ所	6ヶ所

投票区	投票所名	対象自治会	投票時間
36	吉田公会堂	大君、吉田	午前7時～午後6時
37	青井集会所	青井、白杉	午前7時～午後6時
44	上根公民館	上根、寺田、白滝	午前7時～午後6時
45	岸谷公民館	岸谷	午前7時～午後6時
48	旧岡田上小学校	上村、宇谷、小原、桑飼下、地頭、小俣、大俣、滝ヶ宇呂、ライフ・ステージ舞夢	午前7時～午後7時
49	岡田由里公民館	富室、岡田由里	午前7時～午後6時
50	西方寺ふれあい会館	西方寺	午前7時～午後7時
51	岡田中基幹集落センター	下漆原、下見谷、河原	午前7時～午後6時
52	上漆原自治会館	長谷、上漆原	午前7時～午後6時
53	加佐分室	志高、大川	午前7時～午後7時
54	久田美集会所	久田美、真壁	午前7時～午後7時
55	下東公民館	三日市、上東、下東、中山、水間、水間下	午前7時～午後7時
56	八雲区民センター	和江、丸田東、丸田西、八田、八戸地、みずなぎ学園丸田	午前7時～午後6時
57	蒲江公民館	蒲江	午前7時～午後6時
58	旧神崎小学校	油江、東神崎、西神崎	午前7時～午後7時



舞鶴市選挙管理委員会事務局(総務課内)(担当:多田、村尾)

〒625-8555 舞鶴市宇北吸1044

[TEL:0773-66-1044](tel:0773-66-1044)、[FAX:0773-62-5099](tel:0773-62-5099)

E-mail:soumu@city.maizuru.lg.jp